

入札監理小委員会における審議の結果報告

外国人就労・定着支援研修事業

厚生労働省の外国人就労・定着支援研修事業については、公共サービス改革基本方針（別表）において、平成 27 年度から民間競争入札による業務を実施することとされている。

当該民間競争入札実施要項（案）を入札監理小委員会において審議したので、その結果（主な論点と対応）を以下のとおり報告する。

1. 本事業の概要について

【論点】

研修カリキュラムの「分野別専門コース」について、具体的にどのような分野のコースであるのか記載すべき。

【対応】

介護コースを想定していることから、介護コースと明記した。（資料 9 - 2、4/84 頁）

2. 本事業の実施地域の追加について

【論点】

実施地域について、年度途中に追加があった場合、予算の制約があることから、全体の業務量の中で調整するとのことだが、そのような記載になっていない。

また、事業者がどの程度想定すればよいのか、過去の状況を情報開示すべき。

【対応】

実施地域については、これまでも厚労省と相談の上、契約後に実施地域の変更を認めており、今後も同様の対応とし、書きぶりを修正した。（資料 9 - 2、4/84 頁）

また、過去の状況について明記した。（資料 9 - 2、61/84 頁）

3. サービスの質として設定した年間受講者目標数について

【論点】

受講者は公共職業安定所長が必要と認める者となっているが、当所長が受講の是非を判断するようになっており、受講者数の確保に当たり民間事業者の裁量の余地はないのではないか。このような性質のものを質と設定することがふさわしいのか。

【対応】

受講者数については、受託事業者における裁量が狭く、雇用失業情勢によっても左右されるため、指標として適切ではないと考え、サービスの質に設定しないこととした。（資料 9 - 2、5/84 頁）

4. 通訳について

【論点】

通訳を確保することが、新規参入のハードルにならないよう、新規事業者にとってもある程度想定できる記載にする必要がある。

（1）「中国語、英語等」と書かれているが、「等」ではどの言語まで準備すればよいの

かが想定できない。過去の実績の情報開示等により明確にすべき。

(2) 技術審査の点数が5点と0点しか存在しないが、3点も設けるべきではないか。

【対応】

(1) 本事業の新規参入を検討するための材料として、過去の実績を開示した。(資料9-2、27/84、61/84頁)

(2) 技術審査の点数について、3点の項目を設定し、0点、3点、5点の3段階評価とした。(資料9-2、59/84頁)

5. eラーニングについて

【論点】

対面式で実施する意義は承知したが、今回はeラーニングを実施しなくとも、次期事業に向けて検討をすることは必要ではないか。

【対応】

受講者（研修を中退した者を含む）に対するアンケートの項目に、eラーニングの希望の有無を追加し、今後の実施に向けた検討材料とすることとした。(資料9-2、27/84、74/84頁)

6. アンケートの実施回数について

【論点】

受講者へのアンケートについて、研修の開始時、中間、終了時の計3回以上の実施を求めているが、民間事業者にとって負担が大きいと思われる。見直しはできないか。

【対応】

開始時は日本語レベルの把握、中間時は理解度の把握というように、各々のアンケートの性質が異なるため、書きぶりを修正した。厚労省と相談の上で民間事業者にとって過度に負担にならない程度で適宜実施を求めているものである。(資料9-2、28/84頁)

7. 評価基準について

【論点】

(1) 基礎点に「契約後、直ちに事業を実施できる体制であるか」を求めているが、新規事業者が受託することを想定した場合、4月早々に開始が難しい場合も考えられる。考慮する必要があるのではないか。

(2) これまでの実績において、「日本語教育事業」の実績を評価項目としているが、「就労支援」も大きな目的であり、「就労支援」の実績を評価項目にしなくてもよいのか。

【対応】

(1) 当項目は実施に向けた準備も含め、速やかに事業を開始するという趣旨で設けている。適切に理解されるよう書きぶりを修正した。(資料9-2、59/84頁)

(2) 就労支援業務の実績の有無を評価項目に追加した。(資料9-2、60/84頁)

8. 意見募集（パブリックコメント）で寄せられた意見への対応について

平成26年11月14日から11月27日まで意見募集を行ったところ、5者から5件の意見が寄せられたが、検討の結果、実施要項（案）の修正には至らなかった。

以上